

東日本大震災 復興加速化のための第13次提言

次の復興・創生に向けて

—ふるさとの恵みを取り戻す、新たな産業を興す、地域の挑戦を後押しする—

令和6年8月28日

自由民主党

公明党

はじめに.....	1
I. 原子力事故災害被災地域.....	3
1 廃炉に向けた取組み.....	3
(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉.....	3
(2) ALPS 処理水の処分.....	5
2 中間貯蔵施設・再生利用・指定廃棄物等.....	7
3 帰還等の促進に向けた環境整備.....	9
(1) 特定帰還居住区域および帰還困難区域.....	9
(2) 特定復興再生拠点区域等への帰還・移住の促進.....	12
(3) 交流・関係人口の拡大.....	13
4 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建.....	14
(1) 福島国際研究教育機構.....	14
(2) 福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業 の創出となりわいの再建.....	16
(3) 農林水産業の再建.....	18
5 原子力損害賠償.....	20
6 風評払拭・リスクコミュニケーション.....	21
II. 地震・津波被災地域および共通の課題.....	23
むすび.....	26

はじめに

震災から13年が経過した。

地震・津波被災地域では、これまでの復興事業により、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業やなりわいの再生も進展している。一方で、全国と同様に、人口減少や高齢化といった課題に直面しているが、千年に一度ともいわれる大震災により大きな被害を受けたこの地域だけに、こうした課題は顕著に現れている。

原子力事故災害被災地域では、昨年11月までに特定復興再生拠点区域において避難指示が全て解除され、昨年には「特定帰還居住区域制度」が創設されて計画が順次認定されるなど、住民の帰還実現に向けた取組みが行われている。また、昨年8月には、廃炉の実現に向けて先送りできない課題であったALPS処理水の海洋放出が開始された。

一方で、原子力事故災害被災地域では、避難指示解除の時期によって地域の状況は大きく異なり、避難指示解除がされたばかりで、ようやくスタートラインに立ったところは、生活環境整備や産業復興はまだこれからであり、新しい課題も出てきている。また、帰還困難区域における活動のあり方の検討など、これまで手が付けられていなかった課題にも逃げることなく取り組んでいかなければならない。さらに、技術的に難易度の高い作業が見込まれる廃炉、除去土壌等の最終処分に向けた取組みなど、これからの正念場とすべき課題に直面している。

政府においては、次の5年間で、帰還の意向のある住民の方々の帰還や、以前のような暮らしやすさや豊かさを実現するため、生活環境整備や産業復興といった取組みに加えて、風評の完全払拭に向けて政府一体となって全力で取り組むとともに、震災直後に設定された食品をはじめとする基準等の現時点における妥当性の検証なども踏まえてリスクコミュニケーション等を進めていく

ことが重要である。また、廃炉や除去土壌等の最終処分については、その実現に向けた道筋を付けていかなければならない。

こうした取組みを着実に進めていくため、これまでの復興施策の効果検証により課題を把握し、既存の施策や概念にとらわれず、政府の政策資源を総動員して集中的に取り組み、柔軟な発想で地域の実情に応じて必要な施策を新たに展開し、将来に希望を持てるよう道を切り拓いていく。次の5年間は、復興に向けて第2期復興・創生期間以上に力強く取り組んでいかなければならない極めて重要な期間となる。物価や人件費の高騰が復興の進捗を遅らせることがあってはならない。このため、政府・与党が一体となって、ここに提言する取組みを遂行し復興をしっかりと進めるに十分な財源を、引き続き、責任を持って確実に確保していく。

ふるさとの恵みを取り戻し、創造的復興を実現していくため、地域発の挑戦を、与党として、責任をもって後押ししていく。

I. 原子力事故災害被災地域

原子力事故災害からの復興・再生に向けては、中長期的な対応が必要である。引き続き国が前面に立って、これまで蓄積された知見を活かしてこれから正念場ともいえる課題に取り組む必要がある。ふるさとの恵みを取り戻し、新たな産業を興すとともに、移住者を含めてまちに人が戻ることを目指して、地域によって大きく異なる状況も踏まえて復興を着実に前に進めていく。

1 廃炉に向けた取組み

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉

- 「復興と廃炉の両立」を大原則として、廃炉・汚染水・処理水対策を、世界の叡智を結集して、安全かつ着実に前に進めること。東京電力は、地域の方々の不安に真摯に向き合い、地域とともに廃炉を進めるとの意識を一層強く持ち、住民や地元企業とのコミュニケーションに注力しながら、信頼回復に努めること。また、国民全体にも、廃炉の必要性、安全かつ着実に進めることの情報発信に努めること。
- 昨年来の度重なる事案を受けて、本年、国から東京電力に対して、再発防止策の徹底を含め、経営上の最重要課題として、さらなる安全確保に万全を期すよう指導したところである。東京電力は、経営層のコミットのもと、協力企業も含めた作業体制全体のガバナンスの強化、作業ルールの点検と再徹底、設備対策等に取り組み、常に緊張感をもって安全を確保し、廃炉作業に万全を期すこと。加えて、東京電力は、誠実な姿勢をもって、丁寧な説明を行うこと。国も、引き続き東京電力を適切に指導すること。
- 本年いよいよ開始される燃料デブリの取り出しは、世界にも前例のな

い困難な作業であり、国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力が一体となり、内外の技術的知見を集めた集中的な検討および研究開発を進めることが不可欠である。まずは、東京電力自らが、協力会社任せにせず、全作業に責任を持って取り組むよう、万全の体制を敷き、細心の注意と高い緊張感を持って燃料デブリの取り出しにあたるべきである。引き続き、東京電力において、原子炉内の調査を確実に進めるとともに、初号機における試験的な取り出しを安全かつ着実に続けること。また、ロボットアームによる調査・取り出しを含め、試験的取り出しの作業によって得られた知見を活かしつつ、原子力損害賠償・廃炉等支援機構および東京電力において検討されている、取り出し量を拡大していくための工法を具体化していくとともに、それに応じた研究開発を的確に実施していくこと。

- 廃炉作業が今後本格化し、長期にわたる取組みとなることが想定されることから、持続的に進められるよう、国、日本原子力研究開発機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力が連携し、技術開発、産業サプライチェーンの構築、人材の確保・育成、資金確保といった課題に対処するため、長期的視野に立って、体制構築に向けて取り組んでいくこと。
- 東京電力は、廃棄物や燃料デブリの適切な保管・管理を行うこと。また、国、日本原子力研究開発機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は、廃棄物や燃料デブリの性状分析を行う体制を構築・整備し、処理・処分方法の具体化に向けた性状分析を着実にを行うとともに、長期的な取組みとなるそれらの保管・管理、処理・処分に向けて検討を進めること。

- 廃炉は長期にわたるものであり、地元企業の協力なくして成り立たない。東京電力は、国とともに、製造業・建設業のほか関連する幅広い業種へ協力の裾野を拡大させ、廃炉工程の進捗に伴って必要となる新たな事業や技術についても、あらかじめ地元企業に対し密に情報提供し、廃炉にまつわる経済効果を地域に浸透させること。
- 同時に、廃炉を支える人材の確保・育成は急務である。国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は、大学を含めた関係機関とともに、研究開発基盤の整備を着実に実施し、福島国際研究教育機構とも連携して、国内外の幅広い分野の研究者や技術者が廃炉や復興に関わることを通じ、原子力・廃炉に係る高度な技術を持った人材を育成していくこと。

(2) ALPS 処理水の処分

- 昨年8月から開始されているALPS処理水の海洋放出については、廃炉を着実に進め、福島の復興を実現するためにも安全に完遂しなければならない。ALPS処理水の処分に伴う風評影響等に対する不安に対処し、廃炉およびALPS処理水の処分が完了するまで、国および東京電力が全責任を持って取り組んでいく必要がある。
- 東京電力、環境省、水産庁が実施している海水や魚のモニタリングの結果から、ALPS処理水の海洋放出がこれまで計画通りかつ安全に実施されていることが確認されており、また、モニタリングデータは国内外に説明・公表されている。

今後長きにわたる海洋放出の完了まで全責任をもって取り組むうえで、引き続き、IAEAによる第三者の立場からの確認を継続しつつ、常に緊張感をもって安全性の徹底確保と、トリチウムの特性やモニタリングデータ等、科学的根拠に基づき、透明性ある情報発信に取り組むこと。

また、これまで、福島をはじめとした漁業者の方々が、復興に向けて懸命の努力を重ねてきた結果、徐々に風評の払拭が進んできたことを忘れてはならない。引き続き、政府は、漁業者をはじめ、関係者の不安や懸念をしっかりと受け止め、丁寧な説明・対話等を図るとともに、広く国民の理解を得ていくこと。

- 海洋放出が開始されて以降、一部の国・地域による輸入規制の強化により、一部の魚種については価格の低下が起きているが、こうしたものを除き、魚価の大幅な低下などの風評影響が生じているという声は聞かれていない。日本産水産物等の輸入規制の強化は科学的根拠に基づかないもので全く受け入れられず、極めて遺憾である。引き続き、輸入規制の即時撤廃を政府一丸となって強く求めていくこと。一方、被災地の漁業者からは、海洋放出の影響の長期化への懸念から、漁業継続への不安や後継者不足への懸念の声が上がっている。このため、福島県および近隣県で漁業を継続できるよう、がんばる漁業・養殖業復興支援事業等による支援に取り組み、生産・加工・流通・消費の各段階における対策を行うことで、将来にわたり、漁業を継続できる環境整備を図ること。

- 気候変動の影響もあり、わが国の漁業を取り巻く環境は厳しく、漁業生産量もこの30年間で半減する中、海洋放出およびそれが長期にわたり継続することが加わることで、全国の漁業者から、漁業の将来への不安が増し、漁業を繋いでいく意欲が挫かれるとの強い懸念が示されている。全国の漁業者が将来にわたり、子々孫々まで安心して継続できるような漁業の実現に取り組むことが食料安全保障の観点からも重要である。引き続き、ALPS処理水の影響が続く限り、全国の漁業者が将来にわたり安心して漁業を継続できるよう必要な支援策を継続していくこと。

- 具体的には、「水産業を守る」政策パッケージや関連する予算事業を活用し、漁業者に対する事業継続基金の支援に加え、水産物の一時的買取り・保管や、「三陸・常磐もの」をはじめとする水産物の国内消費拡大、代替輸出先の確保、国内加工体制の強化など、必要な対応を実施し、全国の水産業支援に万全を期すこと。これらの支援策を講じてもおお損害が生じた場合、東京電力が適切かつ迅速に賠償を実施するよう、東京電力をしっかりと指導していくこと。
- これらに加え、被災地の農林水産品の魅力発信や、国内外からの観光誘客や交流人口拡大に向けて、海業やブルーツーリズムなど、効果的な取組みを実施すること。
- さらに、今回提言した対策にとどまらず、今後とも、関係者へのヒアリングなどを通じ、風評による影響を継続的に調査し、必要に応じた対策を、機動的かつ躊躇なく実施することを求めている。
- トリチウムの半減期効果を考慮した処分方法・保管方法の検討を進めるとともに、トリチウム分離技術について、最新の技術革新を継続的に調べ、現実的に実用化可能な技術があれば、積極的に取り入れていくこと。

2 中間貯蔵施設・再生利用・指定廃棄物等

- 中間貯蔵施設については、2021 年度末までに帰還困難区域由来を除く除去土壌等の搬入がおおむね完了し、身近な場所から仮置場がなくなるなど、安全第一を旨として、取組みが着実に進捗している。引き続き、特定帰還居住区域等で発生する除去土壌等の施設への搬入を安全第一で進めること。

- 一方、福島県内の除去土壌等の最終処分については、本年度末を目標に、最終処分量を低減させるための減容化技術の開発や基準策定に向けた再生利用等に関する実証事業、最終処分の方向性の検討、全国的な理解醸成活動等の取組みが進められている。あわせて、こうした再生利用や最終処分等の基準等に対する IAEA のレビューが行われている。

- 今後、本格的な除去土壌の再生利用に向けて、適切な管理の下で安全に再生利用を行うための前提となる「再生利用基準」等について、今後の知見の蓄積や状況の変化等にも対応可能な柔軟性の確保も含め、技術的な検討を着実に進め、年度内に策定すること。

また、除去土壌等の福島県外での最終処分の実現に向けては、国民の理解・信頼の醸成が重要である。このため、再生利用等の必要性・安全性等について、IAEA によるレビュー等の状況も含め、科学的根拠に基づき、積極的かつ国民にわかりやすい形で情報発信を行うこと。

あわせて、再生利用先の創出等に向けて、政府一体となって全力で取り組むべく、ALPS 処理水放出の際の経験も参考とし、また、再生利用基準案等の検討状況等も踏まえつつ、閣僚級の会議の設置を検討すること。

- 除去土壌の最終処分に関する技術的な基準（埋立処分基準）についても検討を進め、年度内に策定すること。また、再生利用・減容化・最終処分の一連の流れにおいては、社会的受容性やトータルコスト等の観点が必要であることを踏まえ、最終処分場の構造や必要面積等に係る最終処分に向けた複数選択肢の検討を着実に進めること。

こうした取組みに加え、2045 年までの県外最終処分に向けた今後の道筋を具体的に示しつつ、福島県内の除去土壌等の最終処分に向けて、国として責任を持って取り組んでいくこと。

- 福島県内の指定廃棄物等の処理については、地元の信頼確保と安全・安心の確保に努め、既存の管理型処分場を活用した埋立処分等を進めること。また、福島県外の指定廃棄物についても、原子力事故災害被災地域における課題の一環として、地元の意向も踏まえつつ、最終処分に向けた取組みを今後加速していくこと。また、基準値以下の農業系廃棄物等の処理も引き続き促進すること。

3 帰還等の促進に向けた環境整備

(1) 特定帰還居住区域および帰還困難区域

- 特定復興再生拠点区域外（復興拠点区域外）の避難指示解除に向けた与党からの提言を受け、2020年代をかけて帰還困難区域にある自宅への帰還の意向がある住民の方々が一人残らず帰還できるよう取組みを進めていくため、昨年に「特定帰還居住区域制度」が創設され、計画が順次認定されてきている。
- 引き続き、昨年避難指示解除が完了した復興拠点における帰還・居住環境の整備の進捗とあわせて、特定帰還居住区域への帰還・居住に向けた取組みを効果的に進めていくことが重要である。
- また、地元からは、帰還困難区域における適切な森林管理等についても要望が示されている。
- 以上を踏まえ、政府においては、地元自治体と十分に議論しつつ、次の点について取組みを着実に進めることを求める。

(第2回目以降の帰還意向調査の実施と計画認定・変更に向けた対応)

- 2020年代における住民の帰還を実現するためにも、避難生活が長期にわたっている現状および住民一人ひとりのライフステージや生活実態が多様である現状を踏まえ、住民一人ひとりに寄り添い、引き続き、個別に丁寧な帰還意向の把握を行うこと。また、第2回以降の帰還意向の確認についても早期に実施すること。

さらに、特定帰還居住区域の計画認定・変更に向けては、引き続き、住民の帰還意向や帰還後の生活環境を踏まえ、計画案等を地元自治体と十分協議すること。

(営農再開に向けた対応)

- 営農再開についても住民の意向を確認し、地元自治体とも協議を行いながら必要な対応を進めること。その際、地元におけるインフラの維持管理等の体制確保など、規模の小さい家族経営などをはじめとする持続可能で多様な営農に必要な諸条件について、協議・検討していくこと。

(計画認定後の避難指示解除に向けた取組み)

- 復興拠点区域外にある自宅に帰りたいと願う方々の帰還が一日でも早く実現するよう、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、可能な限り早期かつ着実に除染等を実施するとともに、居住・生活に必要なインフラについては、整備を進めていくにつれて新たな課題も判明しうることから、関係主体が連携して実態をきめ細かに把握し、特定復興再生拠点区域の整備状況も踏まえつつ、除染と一体での補修、整備等について、福島再生加速化交付金等を活用して、必要に応じて弾力的に対応すること。

- そのうえで、帰還意向のある方に早期に帰還いただく観点から、地元

自治体の意向を踏まえ、必要に応じ、除染やインフラ整備等が進捗した地域から段階的に避難指示を解除していくこと。

(住民の放射線防護対策・立入制限の緩和)

- 帰還する住民の生活環境の向上や自治体復興の観点から、個人の活動をベースとした放射線影響に着目しつつ、空間線量率等の状況や住民の声を踏まえ、地域の実情に応じた放射線防護対策の取組みを柔軟に講じるとともに、十分に地元自治体と協議しながら、帰還困難区域において、バリケードを開放するといった立入制限の緩和を行うこと。

- また、帰還困難区域においても、安全を大前提に、森林整備をはじめとする活動を再開していくとともに、周辺住民の以前のような暮らしやすさを実現するため、土地それぞれの特性も踏まえ、地域のニーズを丁寧に拾いつつ、今後の活動のあり方に関する検討やリスクコミュニケーションを進めていくこと。

(財源)

- 以上の取組みを実施するため、政府は必要な予算を措置する。その際、これらの取組みは、将来にわたって居住を制限することを原則とした帰還困難区域への居住を可能にし、特定帰還居住区域への帰還実現・居住人口の回復を通じて自治体全体の復興を後押しする措置であることから、国の負担において行うものとし、必要な財源は、復興施策およびエネルギー施策の中で確保すること。

(残された課題)

- 残された土地・家屋等の扱いについても、帰還意向の確認や特定帰還居住区域の計画認定に伴い、除染および避難指示解除の対象範囲が明ら

かになってくることも踏まえ、その進捗にあわせて、国は、地元自治体と丁寧な協議・検討を進めること。たとえ長い年月を要するとしても、将来的には帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意を示しており、与党も政府と一体となって検討を進めていく。

(2) 特定復興再生拠点区域等への帰還・移住の促進

- 避難指示解除後、期間が経過し、復興が進んだ地域がある一方、解除されたばかりであり、まだ復興のスタートラインに立ったばかりの地域もある。このように状況が様々である中、後者の地域についても、生活のしやすさを実感でき、希望の持てる暮らしを実現できるよう集中的に取り組む、復興を加速させていく必要がある。

- 特定復興再生拠点区域(復興拠点)は、全て避難指示が解除されたが、生活環境整備は道半ばであり、特定帰還居住区域に今後帰還する方にとっても重要な役割を持つことを踏まえ、必要な対応を行っていくべきである。復興拠点をはじめとする地域における住宅・教育・医療・福祉・買い物環境・移動手段などについて、住民が安心して帰還・移住でき、円滑に生活を再開・継続できる環境の整備に向けて、引き続き、福島再生加速化交付金等の活用により対応するとともに、それぞれの地域の実情を踏まえ、県や市町村とともに、自治体ごとの枠組みにとらわれることのない、広域的で持続可能な復興に向けた取組みを具体化していくこと。福島県が整備を進める「双葉地域における中核的病院」について持続的な運営が可能となるよう開設に向けて必要な支援を行うとともに、医療 DX の推進にも取り組むこと。また、心のケア等をはじめとする被災者支援に引き続き取り組むこと。

- 教育については、創造的教育復興の実現に向けて、これまでも探究学習の推進や、教員加配、スクールカウンセラー等の配置による教育環境の充実などにより成果を上げてきているが、今後一層の人材育成の観点から、福島国際研究教育機構との連携を通して、先端的な研究や学術分野に触れる多様な機会の提供、関心の醸成などの取組みを進めること。
- 民間活力を活用した住まいの確保等、ふるさとへの住民の帰還促進に引き続き取り組むとともに、復興拠点をはじめとする地域の人口回復および地域経済の牽引に向けて新たな活力を呼び込むため、地域おこし協力隊等で生まれた好事例も参考にしながら、地域によって大きく異なる現状も踏まえつつ、移住・定住の促進を図ること。

(3) 交流・関係人口の拡大

- 福島浜通り地域に賑わいを取り戻すためには、帰還や移住・定住の促進のみならず、二地域居住、交流・関係人口の拡大を進める取組みも必要である。
- 地域の社会課題解決のフロンティアでの自由なチャレンジに魅力を感じ、県外からの移住や創業を決意する若者や女性、新規立地を決断する企業も出てきている等、「関係人口」ともいえる活動が活発化している。こうした活動を後押しするとともに、域内外の民間事業者とも連携し、自治体の垣根を越えた広域的な連携により一体的なブランディングを進め、誘客コンテンツの掘り起こし、作成、磨き上げや、教育旅行を含めた誘客に資するツアー、芸術・文化の活用等の取組みをさらに進め、自立的・持続的な交流・関係人口の拡大につなげること。
- さらに、2025年大阪・関西万博の機会を捉え、福島の復興に共感する

人々を地域に一層呼び込むために、世界中の人々が瞠目する再生を目指す取組みの国内外への発信・理解促進に取り組むこと。

4 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建

(1) 福島国際研究教育機構

- 与党9次提言において、福島復興の大きな原動力となる「福島イノベーション・コースト構想」の具現化を通じた産業発展を図るとともに、「福島イノベーション・コースト構想」を更に発展させ、産業創出につながる研究開発等の中核・司令塔となる機関の設置を提言した。
- その後の与党の累次の提言によって具体化が進み、昨年4月、福島国際研究教育機構（F-REI）が設立され、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す、第一歩を踏み出した。まさにゼロからのスタートの中、その活動の核となる研究開発について、多数の委託研究等を開始した。
- 2026年度からの5年間は、7年間で1千億円の前算規模（施設整備費を含まない）が想定されるF-REIの第1期中期目標期間（2023年4月～2030年3月）と重なり、「創造的復興の中核拠点」への歩みを確かなものとし、活動を本格化していく道程となるものである。引き続き、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信、の5分野の取組みについてしっかりと支援すること。また、⑤「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」については、今後起こり得る大規模災害への対策に資するよう取り組むこと。F-REIに統合される福島ロボットテストフィールドでは、これまで各種消防訓練や災害訓練等が行われており、ドローンやロボットの機器開発のみならず、F-REIに

統合後も、引き続き活用されるようにすること。

- F-REI の第1期中期目標期間において最も力を注ぐ必要がある課題は、国内外の卓越した研究人材を確保することである。F-REI は、委託研究を中心とした体制から、50 程度の研究グループによる F-REI 自らの研究体制に移行するため、若手や女性など多様な人材確保を図り、数百人規模の国内外の優秀な研究者等が浜通り地域等において研究開発等の活動に参画する姿を目指している。また、F-REI は、福島工業高等専門学校や東北大学をはじめとする関係大学等と連携した次世代人材の育成や子どもたちが最先端の研究に触れる機会の創出などにより、幅広い人材育成への貢献を目指している。現在、浜通り地域では、県立ふたば未来学園中学校・高等学校などでの探究学習の推進、域内の小・中学校の再開などが進み、F-REI が目指す連続的な人材育成に寄与する環境も整いつつある。こうした状況を踏まえ、魅力的な研究環境の創出を急ぎ、国が整備を進める F-REI の本施設の供用開始時期のできる限り前倒しに努めるとともに、海外人材を呼び込むための生活環境整備として、特に一流の研究者向け住宅供給の確保や、同伴家族や子女のための医療・教育環境の整備等を、ICT や規制改革の活用も視野に入れつつ、地元自治体や民間との連携・協力を得て進めること。
- また、F-REI が分野横断的・融合的な福島の復興の進捗に応じたニーズや国際的な研究開発の動向等を反映した世界水準の研究を実施し、産業化や人材育成につながる成果を得るため、理事長がリーダーシップを最大限に発揮できるよう、質の高い研究開発の推進や効率的な研究体制の構築に必要な予算を確保すること。
- さらに、F-REI は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希

望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献することを目指すものである。そのため、浜通り地域等をはじめ復興に取り組む地元地域がメリットを実感できるよう、実証フィールド等として地域の農地・山林・未利用地等の活用や、地域の企業との連携など、地域の課題解決や産業集積、人材育成等に資する取組みを推進し、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」の実現を目指すこと。

(2) 福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出となりわいの再建

- 福島浜通り地域等が産業復興を果たし、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展につながるよう、帰還する住民に加え、移住者および交流・関係人口や、スタートアップを含めた企業等、域内外の多様な民間主体が次々と集まって様々な課題に共にチャレンジする、イノベティブで暮らしやすく活力ある地域となる必要がある。
- 浜通り地域等には、復興が進んだ地域もある一方で、避難指示解除から日の浅い地域をはじめ、事業環境が依然として厳しい地域もある。福島相双復興推進機構も活用しながら、事業環境の厳しい地域における事業の再開、安定的な事業継続、さらには創業や企業進出の促進に取り組み、裾野の広いサプライチェーンの形成を進めること。また、復興のステージが地域によって大きく異なる中で、広域連携の推進や、民間投資が促進される環境の創出等を通じて、イノベーションを最大限活用し、買い物困難者対策等、公共・生活サービスも含めた社会課題解決に向けた取組み等を積極的に後押しすること。
- 拠点間を結び各地域の復興を促進しつつ、広域的な効果を発揮させる

ため、避難指示解除の遅かった地域をはじめ、必要な道路インフラ整備に取り組むこと。

- 地域の懸命な努力や支援策の効果もあり、福島イノベーション・コースト構想の重点6分野のうち、ドローン、ロボット、宇宙など新たな産業の芽が着実にしつつあるが、政府として、これらの6分野のさらなる具現化を F-REI や地元企業・大学・高専等と連携する形で推進すること。地域の産業特性を生かし、地域の稼ぎを生み出すため、特色ある教育プログラムの実施などにより、構想を支える教育・人材育成を推進するとともに、福島イノベーション・コースト構想推進機構のもと、ドローン特区による規制改革、福島ロボットテストフィールド等の「強み」を生かしつつ、例えば空飛ぶクルマ、衛星・宇宙関連の将来の産業化を見据えた環境整備に繋がるものも含め、実用化開発や実証の誘致等を通じ、日本あるいは世界の課題解決に貢献する先進的な取組みを行う、スタートアップを含む企業を呼び込み、産業集積の求心力を高めること。
- こうした復興のビジョン・取組みについて、福島イノベーション・コースト構想推進分科会において議論し、自立的・持続的な経済発展を遂げていくための道筋を示すべく、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を改定すること。
- 2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた意欲的な取組みを福島県で先行的に推進し、水素を中心に風力やバイオマスを含め、福島県浜通りを中心とした地域を再生可能エネルギー社会の先進地にするべく「福島新エネ社会構想」の高度化・具体化を図ること。こうした取組みを、関係省庁や県、地元自治体、F-REI、地元企業、大学で連携して推進し、地域の木材等の資源の有効活用や、企業の誘致、特色あるまち

づくりを進めていくこと。特に、その中核となる福島水素エネルギー研究フィールドについては、需要・供給の両面からコスト等の課題の解決策を関係省庁において連携して検討し、民間主体による実用化や地域における産業集積の実現に向けた取組みを着実に進めること。

- 福島県には、国内外の人々を魅了する素晴らしい「自然、気候、文化、食」が揃っており、こうした魅力ある資源を活用して観光の取組みを進め、交流人口を拡大させることが、地域活性化、ひいては福島の復興につながる。しかしながら、福島県の訪日外国人延べ宿泊者数は、被災3県の中でも伸びが小さくなっている。また、日本人も含めた観光入込客数では、特に浜通り地域の回復が遅れている。教育旅行については回復しつつあるものの、震災前を大幅に下回っている状況にある。

こうした状況を踏まえ、福島県における観光関連復興支援事業などの活用により、浜通りの復興を観光資源としたホープツーリズムをはじめとする滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化などの取組みを進め、国内外からの誘客に取り組むこと。

- これらとあわせて、政府全体の施策を活用して、福島の魅力ある様々な観光資源の高度化、福島空港の活用や観光地の二次交通の整備などに取り組むとともに、福島のみならず東北各地を周遊する広域的な観光ルートへの誘客を促進するため、情報発信の強化等に取り組むこと。

(3) 農林水産業の再建

- 与党10次提言で示した、2025年度末までに約10,000haの営農再開目標については達成に向けて着実に進捗している。一方で、避難指示解除が遅かった地域に残る農地については、それぞれの現況が大きく異なることを踏まえ、地域農業のあり方をきめ細かく検討していく必要がある。

る。

- それぞれの産地において、地域計画の策定等を通じて農地を集約しながら、使いやすい農地の確保や圃場の大区画化を図りつつ、産地の中核となる大規模経営体をはじめ、次世代の担い手の育成・確保を図るとともに、ICT等の先端技術を活用したスマート農業の推進、麦・大豆の導入や加工・原料用野菜等の高収益作物の生産拡大による省力的かつ儲かる農業生産体系の構築に取り組むこと。

- 高付加価値産地展開支援事業などによる産地の拠点となる施設の整備や農業用機械の導入により、広域的な産地形成を強く推進し、さらなる取組みにより福島農業の復興を確かなものとする。その際、これまで整備してきた既存施設等の徹底活用を進めること。

- こうした農地の大規模化・省力化や広域的な産地形成を図るとのビジョンのもと営農再開をさらに加速していくこと。

- 震災から13年が経過し、荒れ果てたふるさとの恵みを取り戻していくためにも、帰還困難区域も含め、国有林・民有林の森林整備やバイオマス発電施設におけるバークの活用を含めた木材活用のビジョンを示し、その実現のため、森林における作業や伐採した木材等の活用を早急に可能とすべく、木材検査体制を含む必要な運用等の見直しや森林作業のガイドラインの策定、リスクコミュニケーション等に取り組むこと。
また、福島等の森林・林業・木材産業の再生に向けて、引き続き、ふくしま森林再生事業、原木林や原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた里山・広葉樹林再生プロジェクト、里山再生事業等、川上から川下までの取組みを進めること。

- 福島県の漁業については、水揚金額は震災前の4割まで回復している。一方で、水揚量も震災以降最大にはなったものの、震災前の4分の1程度に留まる。また、従来の主要な魚種の水揚量減少など海洋環境の変化等による影響への対応も課題となっている。水産業の本格復興の実現に向け、水産資源を管理しながら、がんばる漁業・養殖業復興支援事業による計画的な水揚回復や養殖生産の取組み、担い手確保事業、スマート水産業の推進などにより、本格操業への移行を着実に進めるとともに、加工・流通・消費のそれぞれの段階における効果的な対策を講じること。また、「常磐もの」の市場回復を定着させるため、引き続き販路の回復、消費拡大を進めること。

5 原子力損害賠償

- 福島における原子力事故災害が、わが国が過去に全く経験したことがない、きわめて厳しい事態をもたらし、福島的生活基盤や産業社会の根底を揺るがす重大な影響を与えたことを改めて重く受け止める。
- 損害がある限り賠償するという政府方針の下、ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評被害および一部の国・地域の輸入規制強化に伴う被害等への対応も含め、引き続き、被害者の方々に寄り添い、被害の実態に見合った必要十分な賠償が行われるよう、東京電力に対して指導を行うこと。
- 2022 年の中間指針の見直しを受けた追加賠償の実施に当たり、東京電力は、対象者約 148 万人への円滑かつ丁寧な賠償を徹底すること。加えて、追加賠償を未請求の対象者に向けた広報等の取組みを実施し、賠償の貫徹に向けて取り組むこと。

6 風評払拭・リスクコミュニケーション

- 今後の復興の完遂のためには、風評払拭・リスクコミュニケーションが果たす役割は極めて重要である。「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等を踏まえ、風評の完全払拭に向け、除去土壌の再生利用をはじめとする諸課題について、リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方を整理しつつ、各分野における検討を行い、その結果を「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において取りまとめること。

- ICRP など国際機関による議論やこれまで蓄積されてきた科学的知見に基づき、社会的・経済的要因を考慮した対応を行っていくこと。例えば、公衆の被ばく線量の管理の基準値である年間追加被ばく線量1ミリシーベルトは健康に関する「安全」と「危険」の境界を示すものではない。こうした、それぞれの基準値が根ざす考え方や放射線の健康影響などの科学的根拠に基づき、震災直後に設定された基準等の現時点における妥当性の検証など必要な対応を行うこと。また、それらに基づく、国内外の人々へのわかりやすい情報発信を含むリスクコミュニケーションに取り組むこと。

- 食品等の基準値や出荷制限等の規制については、既に震災から13年が経過した中で、いまだに、福島県に限らず広範囲に渡って、たけのこや山菜、きのこといった山の恵みが、国際的な基準値を大幅に下回るにも関わらず、我が国の基準値を少しだけ上回るにより出荷等が制限され、原木も伐り出せないことから、山のなりわいが成り立たず、廃業する者も出てきている。これが山の荒廃にもつながっている。このため、ICRP が提示する ALARA の原則、すなわち、被ばくの生じる可能性、被ばくする人の人数、個人の被ばく線量について、経済的および社会的要

因を考慮に入れた上、合理的に達成できる限り低く保つという考えに沿って、山の恵みを取り戻すという観点から、その妥当性を検証していくことが重要である。消費者保護を大前提としつつ、現行基準が設定された根拠や経緯等を明らかにし、消費量の少ない食品に対する規制の考え方・背景等を含めた国際的な観点や、これまでに蓄積されたデータや知見に基づく科学的・合理的な観点から、現時点での基準の妥当性について速やかな検証を行い、その結果を踏まえて必要な対応を行うとともに、わかりやすく正確な情報発信を行うこと。また、今後帰還される方々が、里山の恵みと共生していた以前のような暮らしやすさを実現する観点から、食品の摂取制限の運用についても見直しを行うこと。

- 日本産食品等に対する輸入規制の撤廃に向けて、引き続き首脳・閣僚会談等あらゆる機会を捉え、取りうるあらゆる手段を通じ、相手国等に応じた戦略を立て、科学的根拠に基づく正確な情報発信をすることにより、政府一丸となって迅速かつ粘り強く実施していくこと。
- 福島県農林水産業復興創生事業などを通じて福島県産農林水産物への風評払拭に向けた取組みが進んできている中、福島県産品の購入をためらう人の割合は低減しているところであるが、全国平均との価格差が震災前のポジションに戻らないまま固定化されている品目が未だに存在している。福島県産農産物等流通実態調査によれば、消費者からの安全・安心への評価は高いものの、流通事業者による消費者の購入姿勢の評価が消費者による評価ほどは高くないこと、産地としての認知度向上や独自性のアピールといった対策が求められることなどが明らかとなった。

今後とも、同調査の中で、福島県産農林水産物の販売不振の実態と要因について、国が産地・流通・消費の各段階の幅広い関係事業者に対し

てヒアリングを実施することなどを通じて直接把握するとともに、当該調査の結果に基づき流通事業者等に対して適切に指導、助言を行い、事業者に必要な行動を促すなど必要な措置を講じること。

また、同調査を通じて把握した実態を踏まえ、福島県産農林水産物の風評の払拭に向けた取組みをさらに効果的に推進するため、福島県農林水産物の流通段階での産地競争力を一層強化するとともに、風評払拭に重要な役割を果たすリスクコミュニケーションを推進する観点から、福島県農林水産業復興創生事業について、発展的かつ、より強力に進めること。

- 将来にわたって風評影響を最大限抑制していくため、科学的根拠に基づいたわかりやすい情報発信を一層強化すること。特に、改訂された放射線副読本等の活用や、SNSでのプッシュ型広告の活用など、子どもや若い世代への教育・啓発を進めること。

Ⅱ. 地震・津波被災地域および共通の課題

地震・津波被災地域においては、復興事業はおおむね完了に向かっている中で、全国と同様に、人口減少や高齢化といった課題に直面している。千年に一度ともいわれる大震災により大きな被害を受けたこの地域だけに、こうした課題は顕著に現れている。こうした現状を踏まえて、国および被災自治体が協力して取り組み、持続可能で活力ある地域社会の創生に向けた道筋を確立していく必要がある。

- 地震・津波被災地域においては、第2期復興・創生期間において復興事業がその役割を全うすることを目指し、残る期間全力で取り組んでいく必要がある。一方で、心のケア等の被災者支援のような長期的な課題については、自治体の状況を丁寧に把握し、ノウハウの引継ぎや一般施

策への移行等を円滑に行うことにより、必要な支援が届くように尽力すること。

- 土地区画整理事業等による造成宅地や防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等の活用について、第2期復興・創生期間においてこれまでのノウハウを被災自治体に継承していくとともに、期間後も事例の紹介や助言等などの必要なサポートを行うこと。
- 今後も被災地の状況を注視し、必要に応じて制度の柔軟な運用等の対応を引き続き行うこと。また、第2期復興・創生期間を越えて支援期間が設定されている制度については、当該期間中の支援を確実に行うこと。
- 被災地沿岸部の地域経済を支える水産業については、復興に向けた努力の中で、ALPS 処理水の海洋放出の影響の長期化への懸念から、漁業継続への不安や後継者不足への懸念の声があがっている。このため、漁業を継続できるよう、がんばる漁業・養殖業復興支援事業等による支援に取り組み、生産・加工・流通・消費の各段階における対策を行うことで、将来にわたり、漁業を継続できる環境整備を図ること。
- 人口減少や高齢化などの課題に対して、移住者および交流・関係人口の拡大等に向けて地域の自主的な取組みを後押しするためにも、地方創生施策をはじめとする政府全体の施策の総合的な活用に向けて、関係府省庁で連携すること。
- 観光は地域活性化の切り札であり、震災後、被災地においては、数多くの震災伝承施設が設けられ、教育旅行等を通じて、それぞれの地域の被害状況や復旧・復興の取組み、防災・減災の知識等を発信してきた。

引き続き、こうした資源を活かし、政府全体の施策を総合的に活用して、被災地の観光の振興等を後押しすること。

- 2025 年大阪・関西万博においては、国内外から寄せられた多くの支援に対する感謝の思いとともに、未曾有の災害を乗り越え復興に向けて歩み続ける被災地の姿を世界に発信することで、さらなる復興への後押しとすること。
- 復興事業によるインフラ整備は、被災地の復興の進展に大きな役割を果たした。一方で、地元自治体が今後インフラの維持管理・修繕等を担っていくことも踏まえ、それぞれの地域の将来を見据えたものとしていくことも必要である。こうしたインフラの維持管理・更新等を地域の実情を踏まえて計画的に行うよう、地元自治体によるアセットマネジメントの取組みにつなげていくこと。
- 今後の巨大地震に伴う最大クラスの津波への対策については、復興事業により整備された海岸堤防等に加え、東日本大震災で得られた教訓を生かしつつ、住民の避難を軸とした対策を関係府省庁が連携して推進する必要がある。

大規模災害からの復旧・復興に東日本大震災からの復興に係る知見が活用できるよう、被災者をはじめとする国民の有する復興に係る知見等を収集し、とりまとめ、広く共有すること。また、各地の震災遺構や伝承施設、追悼・祈念施設等とも連携し、震災の記憶と教訓を後世へ継承していくこと。

むすび

第2期復興・創生期間は来年度でいよいよ最終年度となる。政府においてもこれまでの復興施策の総括に関する議論を行っており、そうした議論を踏まえてしっかりと課題を洗い出し、対処していく必要がある。

たとえ長い年月を要するとしても将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興再生に向けて責任を持って取り組むとの決意のもと、2020年代をかけて帰還意向のある住民の方々が一人残らず帰還できるよう、環境整備を進めていく必要がある。事業・なりわいの再建や新産業の創出、農林水産業の再建に向けて、この提言で示したビジョンのもと、ふるさとの恵みを取り戻すべく、この地域で出つつある芽を大きく育て、たくさんの実をつけるよう、地域発の挑戦を力強く後押ししていかなければならない。また、風評の完全払拭に向けて、政府一体となったりリスクコミュニケーションや福島県産農林水産物の産地競争力の強化等に取り組んでいく。さらに、廃炉や除去土壌等の県外最終処分といった長期的な課題についても、5年後にはその実現に向けた見通しが立つよう、取り組んでいく。

未曾有の複合災害である東日本大震災を決して風化させてはならない。この提言に書かれた課題について次の5年間でなんとしても解決していくという強い決意で、被災地、そして被災者に寄り添いながら、現場主義と政治主導によりしっかりと取り組んでいく。

引き続き、一日も早い復興に向け、政府・与党一体となって全力を尽くしていくことを宣言し、提言のむすびとする。